

令和 3年 4月13日

福島県知事

内堀 雅雄 様

緊急申し入れ書

福島県議会県民連合議員会

会長 瓜生 信一郎

A L P S 処理水の海洋放出について慎重な判断を求める緊急申し入れ書

政府は、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内貯蔵タンクに保管されている放射性物質トリチウムを含んだ水の処分方法について、「海洋放出」の方針を決定した。

県内の市町村議会においては昨年より、多核種除去設備等で処理した水（以下「A L P S 処理水」という）を海洋や大気に放出することに反対する意見書や陸上保管の継続を求める意見書が可決されている。一方、立地町及び近隣の各自治体からは、復興の加速化に向け廃炉を進めるため、A L P S 処理水の処分方法を早急に決定することを求める内容の意見書が可決されている。

A L P S 処理水を海洋に放出すれば、風評は一層深刻になることが予想され、処分方法を含め安易な判断は避けるべきである。決定の過程においても、関係者をはじめ県民、国民の意見を傾聴したのか。拙速感が否めず、更なる丁寧な説明が必要である。

これまで国内外の既存の原子炉施設において、トリチウムを含む水が海洋等へ放出されてきたが、東京電力福島第一原子力発電所は、水素爆発を起こして放射性物質を飛散させたいわゆる『事故炉』であり、他の原子炉とは決定的に異なる。

改めて慎重な判断を求め、下記の通り要望する。

記

1. 処分方法を含め安易な判断は避け、責任をもって県民に説明するよう、国に強く求めること
2. A L P S 処理水の処分で本県に更なる風評被害が生じないように、十分な対策を国に強く求めること
3. 地元自治体や農林水産業、観光業、飲食業などを始めとした幅広い関係者、県民の意見を引き続き丁寧に聴くよう、国に強く求めること